

荒廃農地の現状と対策

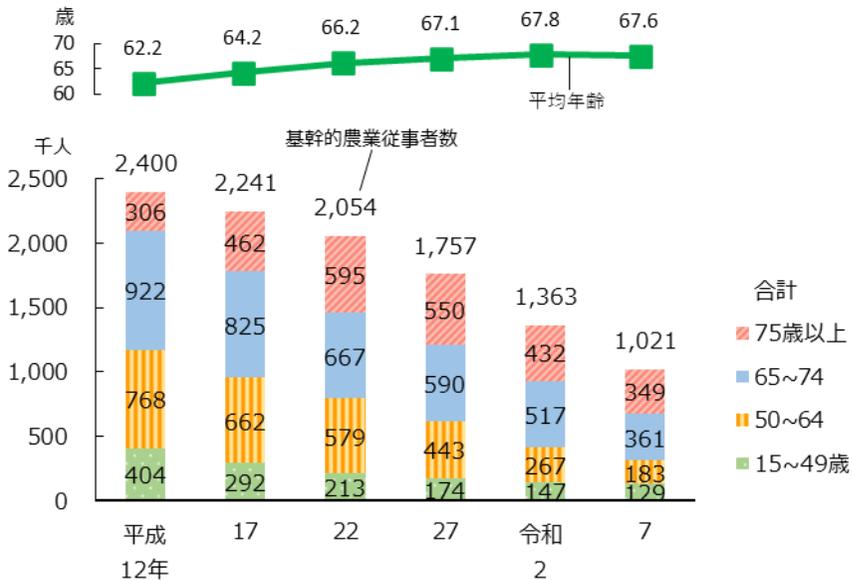
令和 8 年 2 月

農林水産省

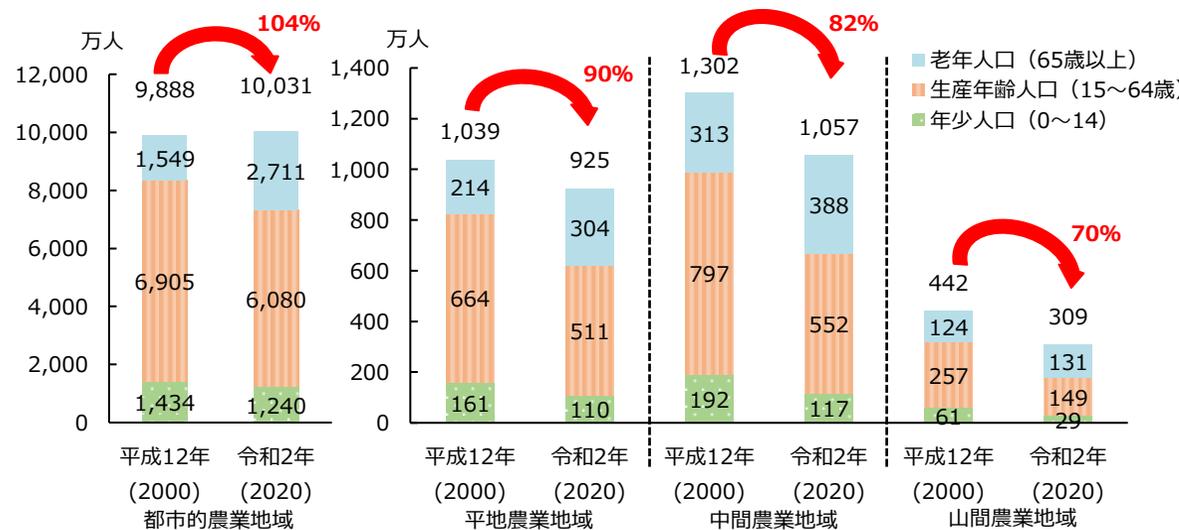
我が国の食料・農業・農村を取り巻く状況

- 農地は我が国の人口1.2億人分の国内需要を賄うために必要な面積の1 / 3程度しかない状況。
- 基幹的農業従事者は、2000年の240万人から2025年には102万人と大幅に減少し、平均年齢は67.6歳となっている。
- 農村、特に中山間地域では都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動に影響が生じている。
- 農業生産の基盤となる、効率的かつ安定的な農業経営である担い手の育成・確保、多様な農業者による適正な農地の保全・管理や、中山間地域等における農用地保全の取組等を推進していく必要がある。

【基幹的農業従事者数と平均年齢】



【農業地域類型別の人口構成】



資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」(概数値)を基に作成

注:1 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12年、17年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
2 平成12年及び平成17年については販売農家の数値

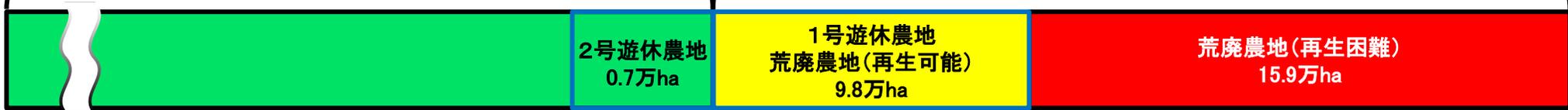
資料：農林水産政策研究所資料を基に作成

注:平成12年比は、年齢不詳を含めた総数の割合。年齢別構成比は、年齢不詳を除いた総数に対する割合

農地・荒廃農地等について

耕地 423.9万ha

荒廃農地 25.7万ha



遊休農地 10.5万ha

耕作放棄地 42.3万ha(H27)



※荒廃農地面積及び遊休農地面積は、令和7年3月31日現在の数値である。
 ※耕地面積は、令和7年7月15日現在の数値である。

荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査:現地調査による客観ベースの毎年の調査
再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	
遊休農地		
1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)	農林業センサス:調査票による農家等の主観ベースの5年毎の調査
2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	
耕作放棄地(農林業センサス)	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(農家の自己申告)	

出典:「令和7年 耕地及び作付面積調査」、「令和6年 遊休農地に関する措置の状況に関する調査」、「2015年農林業センサス」

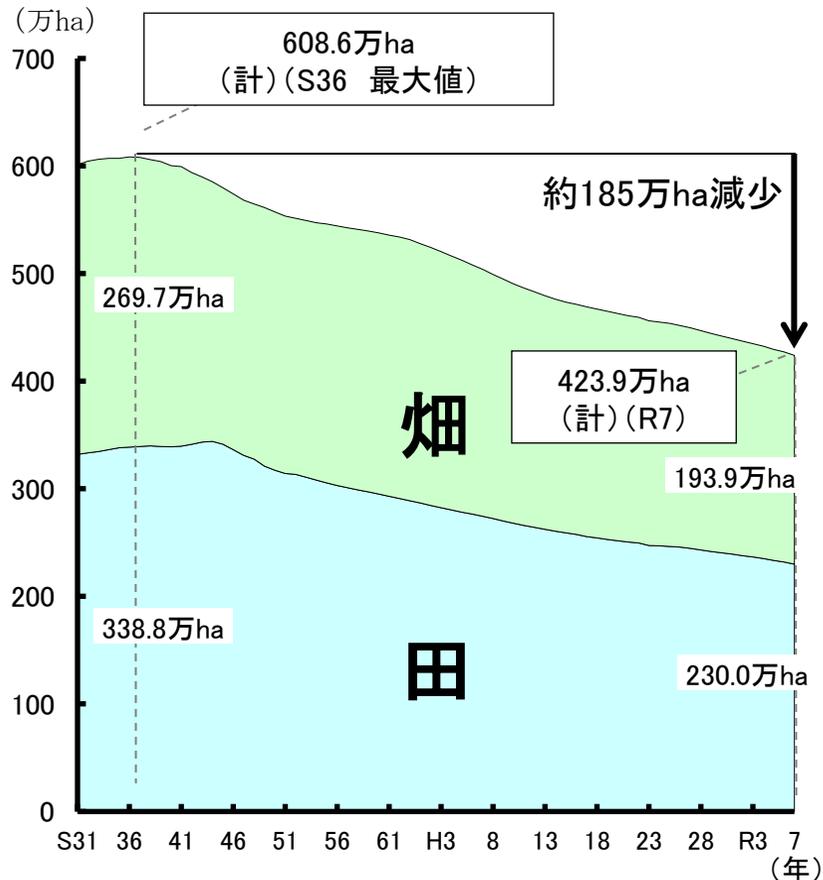
※四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

農地、荒廃農地面積の推移

- 農地面積※は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、農地面積が最大であった昭和36年に比べて、約185万ha減少した。
- 令和6年度の再生利用が可能な荒廃農地は9.8万haとなり、農業地域類型別では中間農業地域が4.3万ha（44%）、中山間地域合計で5.5万ha（56%）を占める。

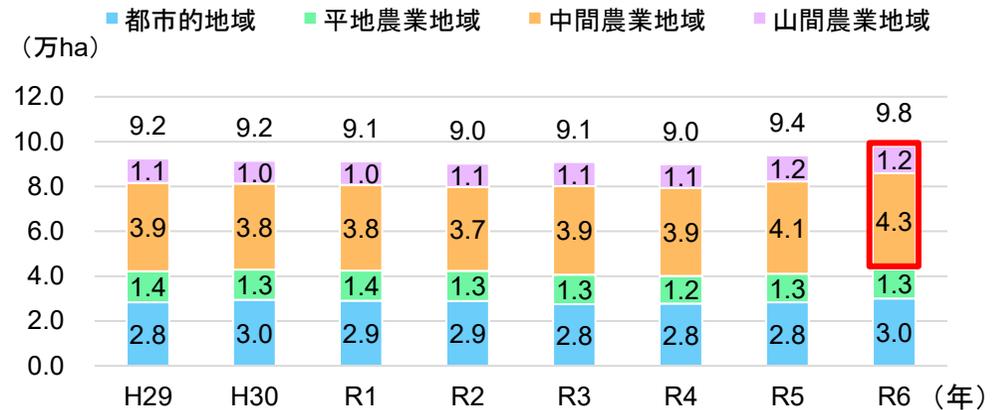
※ 農林水産省「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値（P2～4において同じ）

○農地面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○再生利用が可能な荒廃農地面積の推移（地域類型別）



注：1 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。
 2 農業地域類型別面積は、H29～R3は平成29年改定、R4～R6は令和5年改定の農業地域類型の市町村において代表される類型を各年に当てはめて集計した推計値。
 3 四捨五入の関係で計が一致しないことがある。

令和6年度の荒廃農地面積

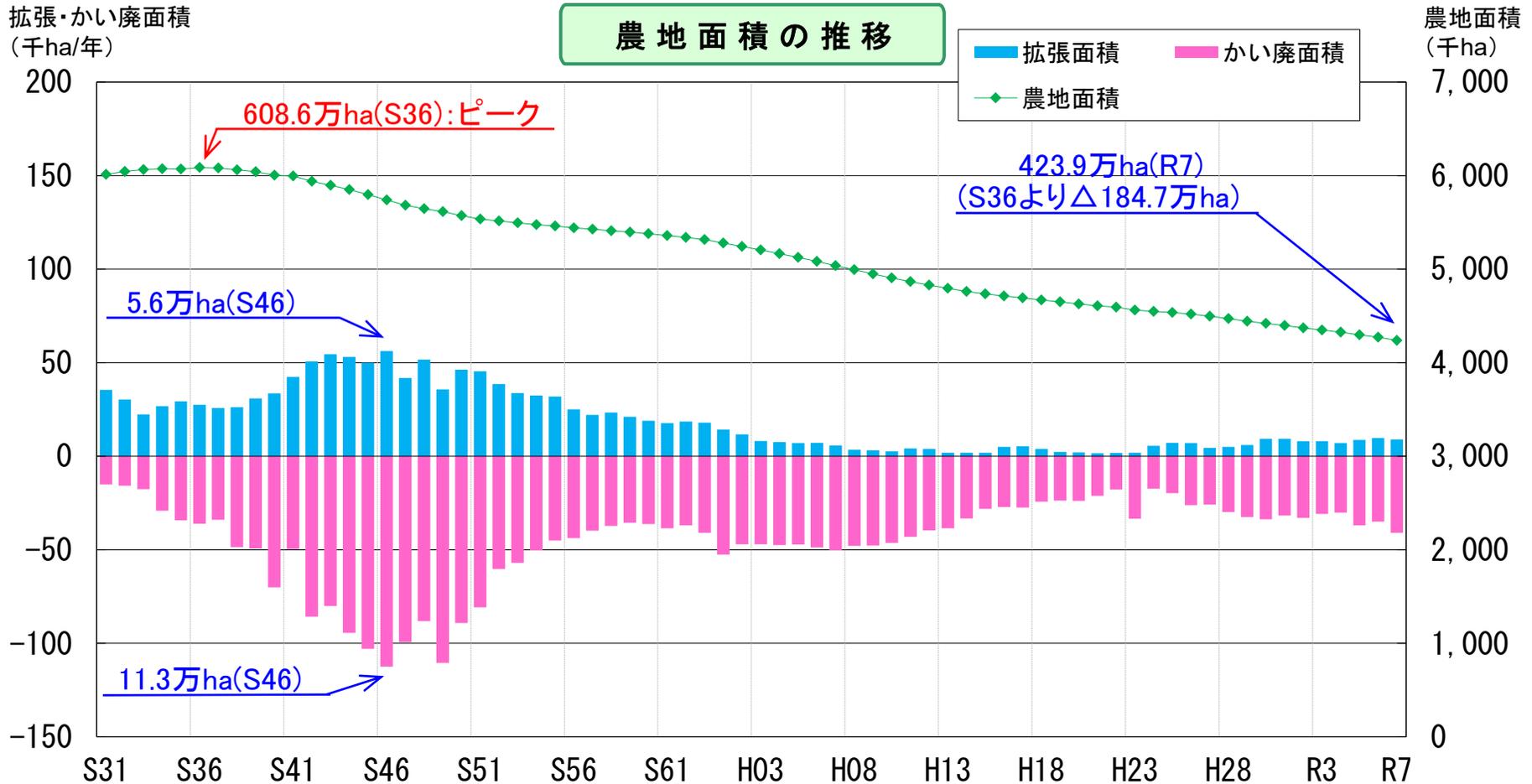
(万ha)	今回新たに発生した面積	今回新たに再生利用された面積	再生利用が可能な荒廃農地(A)	参考値	
				再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B)	荒廃農地面積計(A+B)
令和6年度	2.4	0.8	9.8	15.9	25.7
(参考) 令和5年度	2.5	1.0	9.4	16.3	25.7

注：四捨五入の関係で計が一致しないことがある。

資料：農林水産省「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

農地面積の推移

- 我が国の農地面積は、昭和36年～令和7年の半世紀の間に、約116万haが農用地開発や干拓等で拡張された一方、工場用地や道路、宅地等への転用や農地の荒廃等により約301万haがかい廃されたため、608万6千haから423万9千haへと減少した。
- 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、今後とも国内農業の基盤である農地を確保していく必要がある。



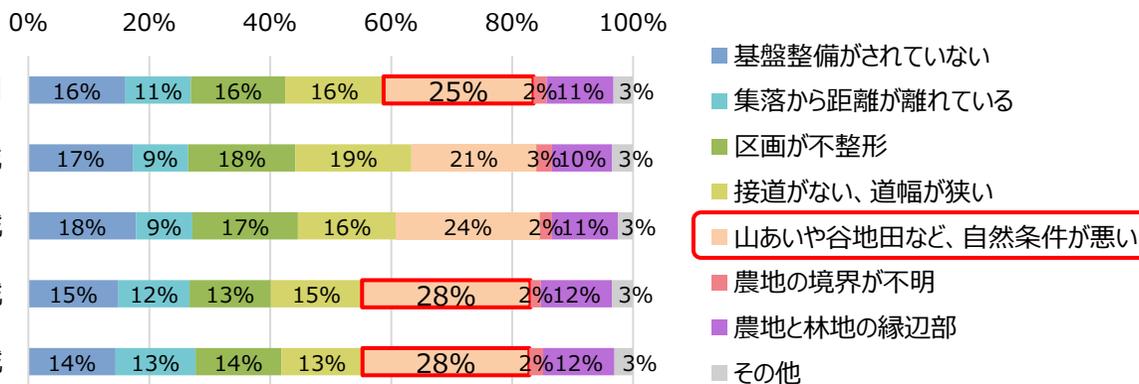
資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注:かい廃とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

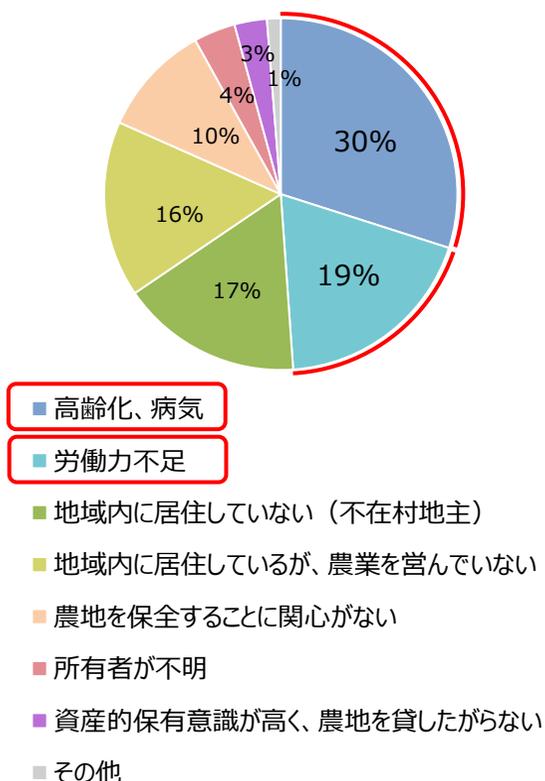
荒廃農地の発生原因

- ① 荒廃農地となる理由（土地）では、「山あいや谷地田など、自然条件が悪い」の割合が高く、特に中山間地域ではその割合は高い。
- ② 荒廃農地となる理由（所有者）では、「高齢化、病気」が最も多く、次いで「労働力不足」である。
- ③ ①、②以外の理由では、中山間地域で「鳥獣被害」の割合が高い。

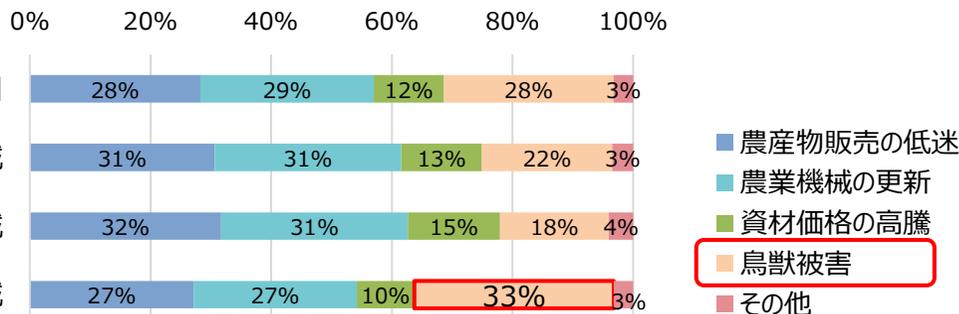
① 荒廃農地となる理由（土地）



② 荒廃農地となる理由（所有者）



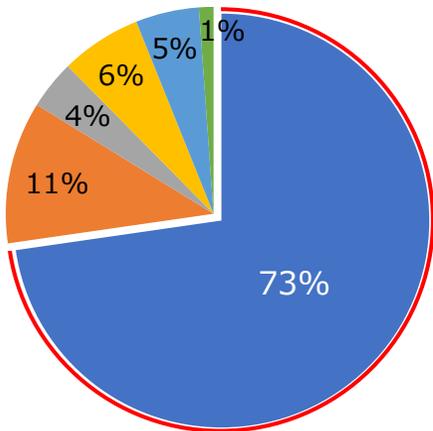
③ 荒廃農地となる理由（その他）



荒廃農地に対する市町村の意識

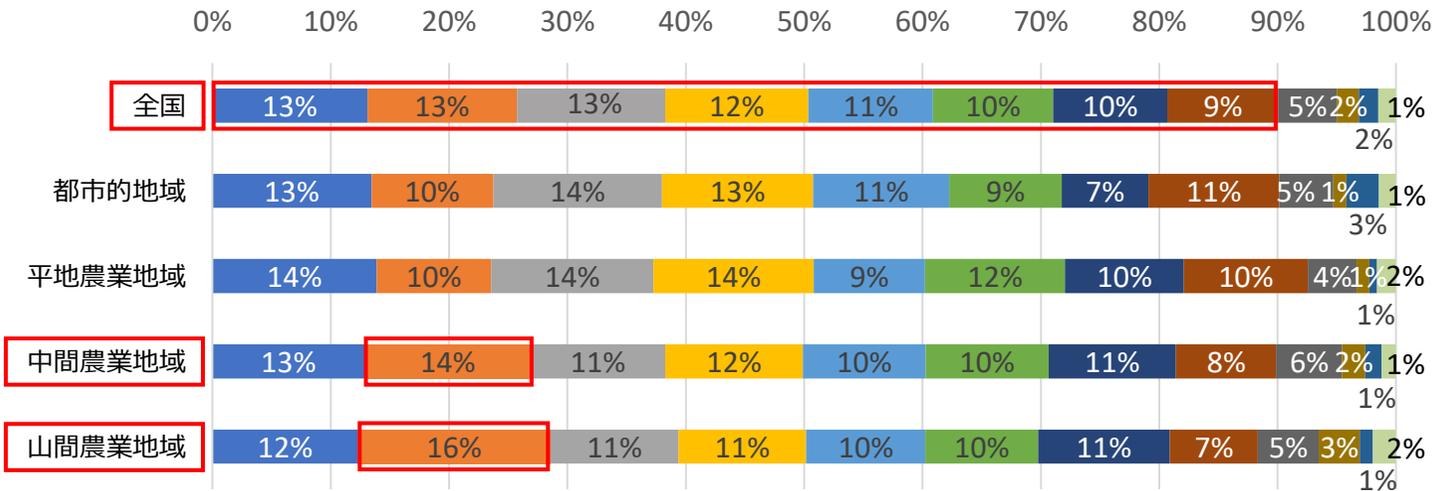
- ① 「荒廃農地の状況は、5年後どのようにになっているか」に対し「増加している」と回答した市町村は、約7割を占める。
- ② 「今後の荒廃農地の発生防止策として必要と思われること」については、全国的に上位8項目は、等しく必要な取組としているが、特に中山間地域では「鳥獣被害防止のための取組」の割合が高い。

① 荒廃農地の状況について、今後5年後、どのようになっていると思いますか。



- 増加している
- 変わらない
- 減少している
- わからない
- 荒廃農地は存在しない
- その他

② 貴市町村では、今後の荒廃農地の「発生防止策」として必要と思われることは何ですか。

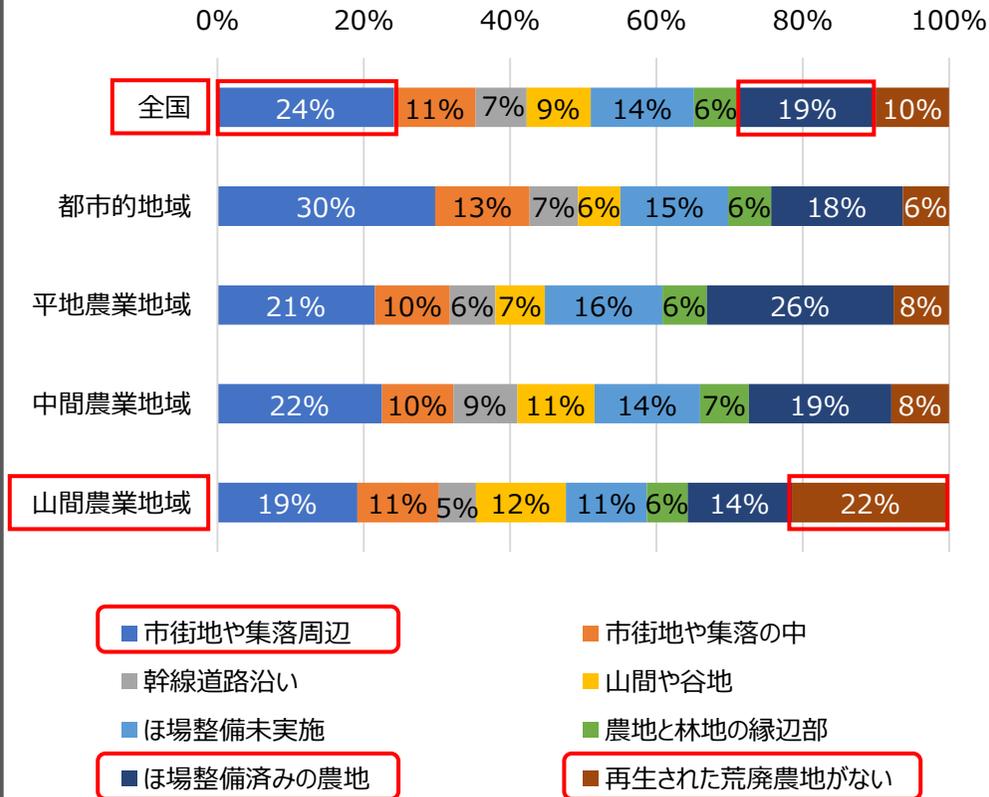


- 集落営農組織や認定農業者等の担い手となる経営体の育成及び農地斡旋等による農地集積
- 鳥獣被害防止のための取組
- 土地所有者への啓発
- 人・農地プランによる地域の話合い
- 新規就農者への支援（研修等や企業等の参入の促進）
- 農業生産基盤整備や簡易な土地基盤整備
- 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等
- 農地中間管理事業の活用
- 新規作物の導入、販路の確保
- 放牧などの粗放的利用による管理
- 市民農園や体験農園の整備
- その他

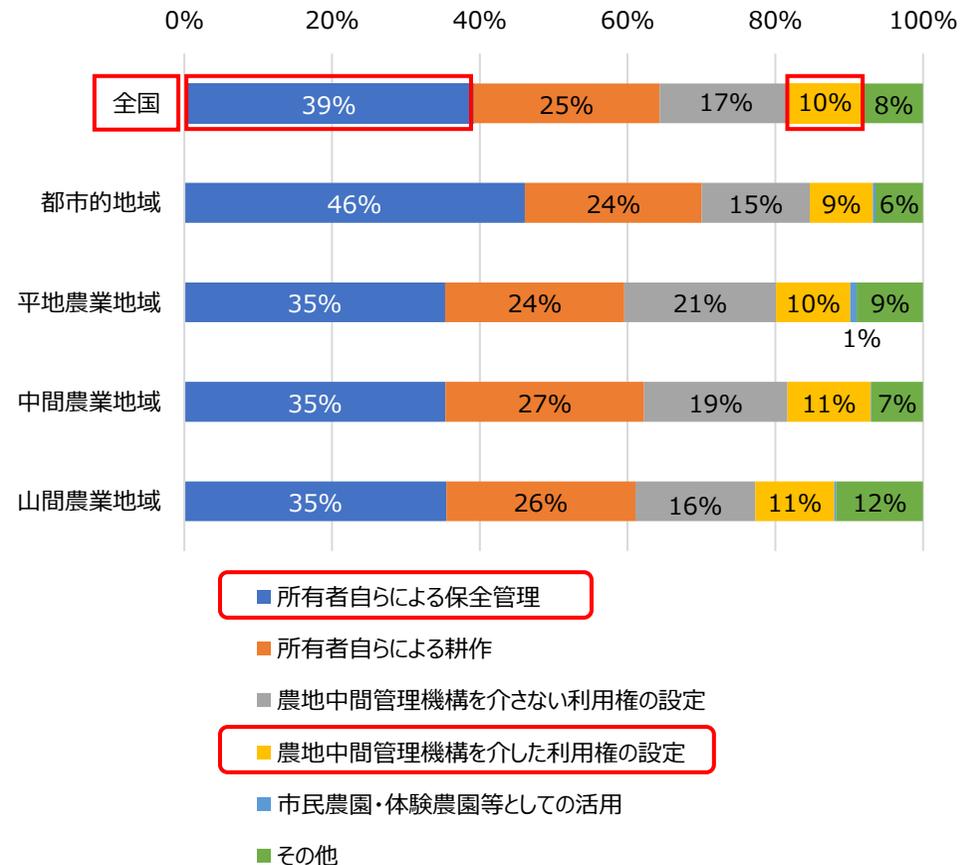
再生された荒廃農地の実態

- ① 荒廃農地が再生されている場所は「市街地や集落周辺」や、「ほ場整備済みの農地」が多い一方で、山間地域の市町村では「再生された荒廃農地がない」と回答した割合が高い。
- ② 再生された農地の利用方法は「所有者自らによる保全管理」が4割を占めている一方で、「農地中間管理機構を介した利用権の設定」は1割程度である。

① どのような場所にある荒廃農地（A分類）が再生されていますか。



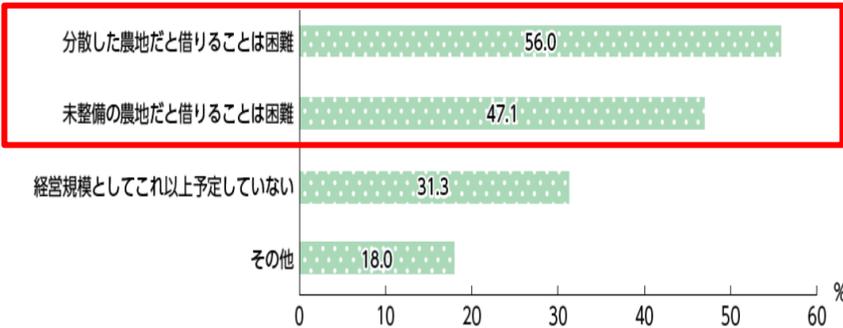
② 過去3年間に再生された荒廃農地（A分類）はどのように利用されていますか。



基盤整備実施地区における荒廃農地の発生状況

- 担い手農家が多く、農地を受けられない理由として、農地が分散していることや未整備であることを挙げており、農地整備により優良農地とすることで、担い手への集積を促進し、農地を受けられないことによる荒廃農地の発生を防止。
- 実際に水田整備率が高い市町村は荒廃農地率が低い傾向にあり、農地整備は荒廃農地の発生防止（優良農地の確保）に大きく寄与。

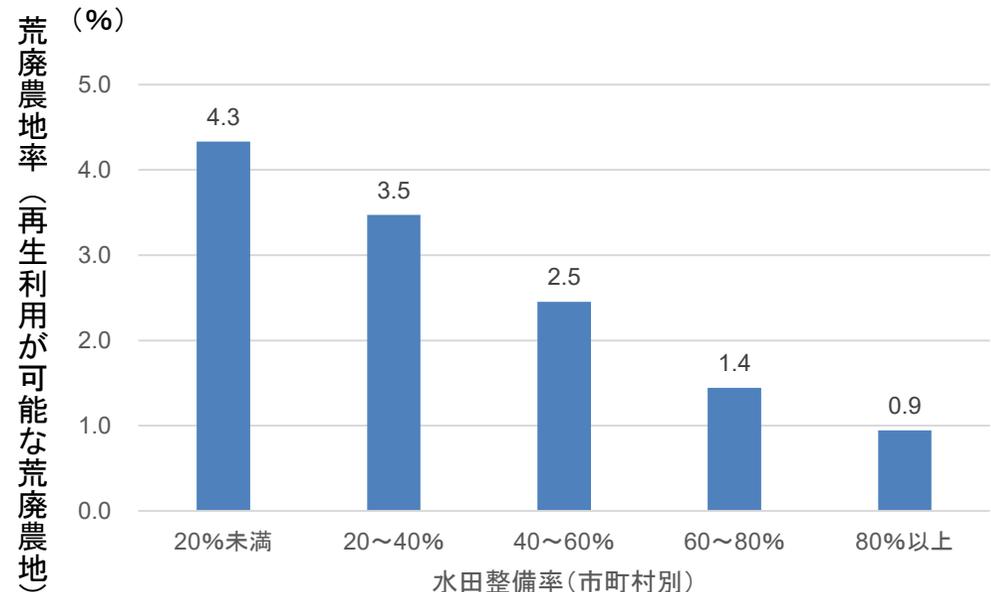
○担い手農家が多く、農地を受けられない理由



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 担い手農家を、各都道府県の指導農業士及び公益社団法人農業法人協会会員の中から、無作為におおむね30人（北海道にあっては93人）抽出し、計1,529人のうち、480人から回答（回答率31%）（平成30（2018）年6月公表）
- 2) 地域でリタイア農家等の農地の出し手が増えたとき、それらの農地の多くについて自分や地域の担い手が受けられると思うかとの問いに対し、あまり受けられないと思う等の回答をした者のその理由

水田整備率と荒廃農地率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（令和5年7月15日時点）、農林水産省経営局、農村振興局「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」（令和6年3月31日時点）
農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」（令和5年3月31日時点）

農地の見通しと確保

- 令和7年4月11日に閣議決定された『食料・農業・農村基本計画』において、「農地面積」の目標が、2030年に412万haとされた。
- この目標のKPIとして「農用区域内の農地面積目標の達成状況」が位置付けられ、当該目標は、令和17年（2035年）で390万haとなっている。この目標値については、荒廃農地の発生防止や解消の面積が勘案されており、目標の達成のためには、荒廃農地対策の推進が必要である。

○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）

第3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標 より

(1) 我が国の食料供給

	目標（2030年）	KPI（2030年）
国内の食料供給		
食料自給力の確保		
人・農地・技術		
農地の確保（目標）		（KPI）
○農地面積	427万ha（2024年） →412万ha	農用区域内の農地面積目標の達成状況
		農用地等の確保等に関する基本指針に即して設定

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

2 食料自給力の確保

(3) 農業の生産基盤の確保に向けた取組

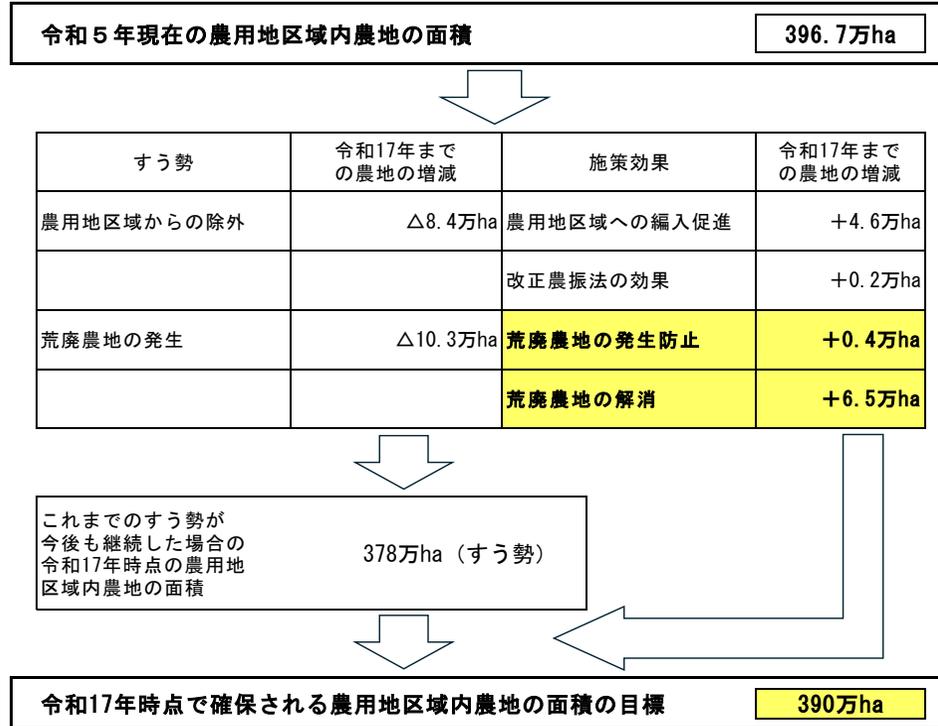
① 農地の確保に向けた取組 より【抜粋】

宅地や工場等への無秩序な農地転用を抑制し、農業上の土地利用との適切な調整を図りながら、食料生産の基盤である農地を維持・確保していくことが必要である。また、全国に存在する9.4万haの再生利用が可能な荒廃農地（農用区域内では5.7万ha）（2023年末現在）について、その解消が進まず、横ばいの状況にあり、速やかに再生利用を進めることが必要である。

このため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等が講じられたことを踏まえ（※）、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、農地の総量確保と適正利用の取組を推進する。また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

○農用区域内農地の面積の目標について

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地域への編入促進の効果及び各種施策による荒廃農地の発生防止・解消等の効果を織り込んで、農用区域内農地の面積の目標を設定



注1) ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。

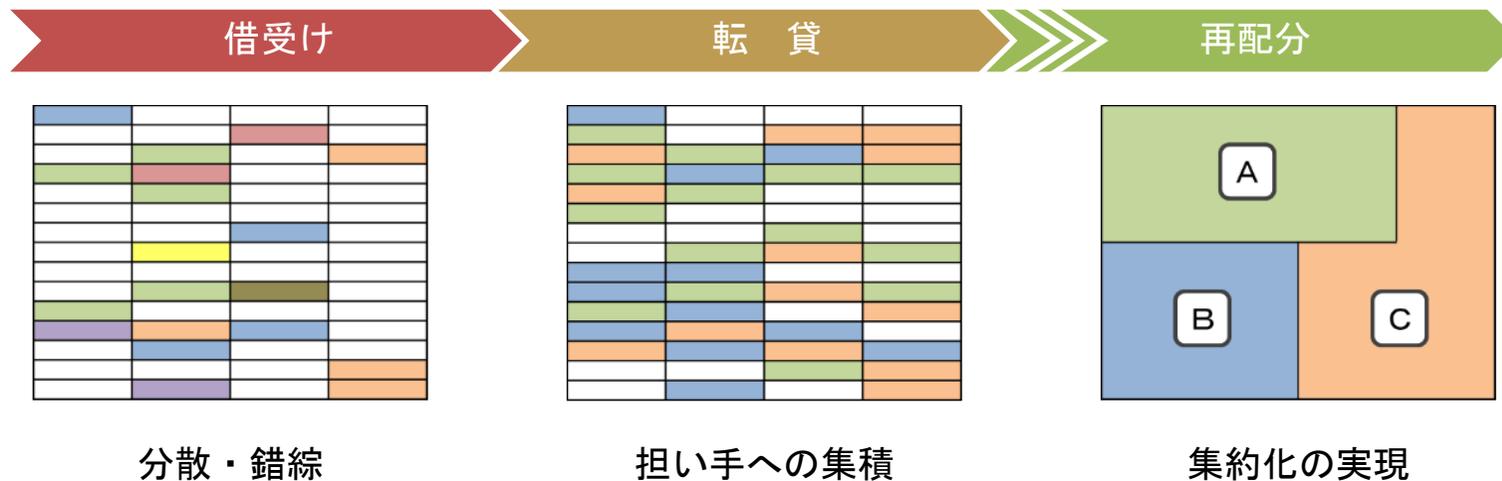
注2) 「すう勢」は、「農用地域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

（※）「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第62号）により、農用地域の変更に係る国の関与の強化、農地転用に係る手続の厳格化、農地の権利取得時の法令遵守状況等の確認等を行うこととし、農地の総量確保と適正利用の取組を推進することとしている。

○ 農地中間管理事業は、

- ① 地区内の分散・錯綜しており担い手に集約する必要がある農地や耕作放棄地を借り受け、
 - ② 必要に応じ、基盤整備等の条件整備を行い、
 - ③ 借り受けている農地を管理し、
 - ④ まとまった形で転貸し、
 - ⑤ その後、再配分機能により集約化を実現する
- 仕組みとして創設され、平成26年度に、各都道府県毎に農地バンクを設置（47バンク）

【農地中間管理機構による農地の集積・集約化のイメージ】



農地の集積・集約化

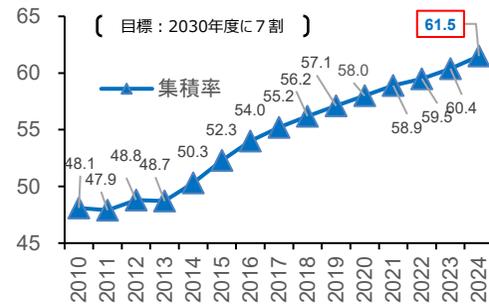
○ 今後、担い手への農地集積、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装など**農業の成長産業化や所得の増大**を進めていく必要

○ そのためには、生産基盤である**農地**について、**集約化**（分散している農地を、**まとまった利用しやすい農地**に変えていくこと）に力点を置く必要

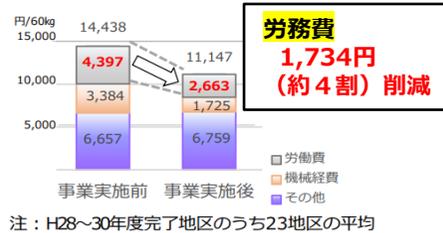
<担い手への農地集積>

令和6年度の集積率は**61.5%**。農地バンクを活用し、集約化等を行うことで担い手が農地を引き受けやすくし、更なる集積を推進。また、大区画化による**生産コストの低減**を促進。

【農地の集積率】



【大区画化等による米生産コストの低減】



<輸出の促進、高収益作物への転換>

農地の集約化により、隣接農地からの農薬の飛散防止や湿害防止を図りつつ、**輸出向け有機栽培**や**高収益作物への転換**を行うまとまった農地を形成

【ドローンによる農薬散布】

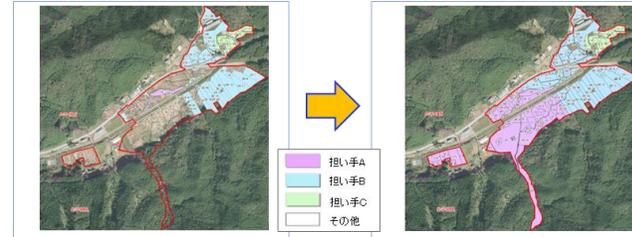


<スマート農業の実装>

農地の集約化により、**スマート農業機械の省力化機能**を十分に発揮

農地整備事業で農地を大区画化・集約し、生産性を向上 (愛知県新城市西田原地区)

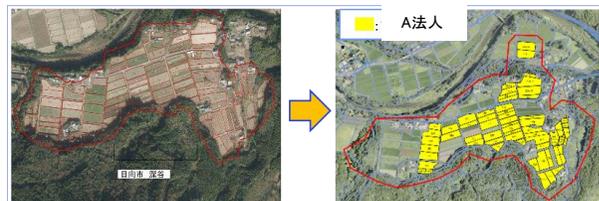
- ① 経営継続のために生産性を高めるべきという意見を受けて、担い手と市が中心となって基盤整備についての話し合いを開始（令和元年）。
- ② 農地バンクは、市や関係機関とともに担い手を役員として設立された基盤整備の準備委員会に参画（令和6年）。
- ③ 地区では機構集積協力金を基盤整備に係る換地費用に活用して受け手の負担を軽減。農地の大区画化によって担い手の集約化を目指す（生産性20%向上）。



	実施前	実施後
集積面積	0.6ha	8.3ha
集積率	7.3%	100%

農地バンクを活用して遊休農地を再生し、農外企業の農業参入を支援 (宮崎県日向市深谷地区)

- ① 地域の特産品である「へべす」の産地衰退をきっかけに、農外企業（建設業）が農地所有適格法人を設立（令和元年）。
- ② 農地バンクや県、市、JAが連携して地域に説明。当該法人は農地バンクから約2haを借り受ける（令和3年）とともに、農地耕作条件改善事業を活用し、遊休農地（6ha）を含む8.4haのまとまった農地を借り受け（令和4～6年）。
- ③ この間、当該法人は、へべすの苗を約7500本定植。機構集積協力金を農道の維持管理等に活用。



	機構活用前	機構活用後
集積面積	0ha	8.4ha
集積率	0%	52.2%

遊休農地の課税の強化

対象となる遊休農地

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理権の取得に関し農地中間管理機構(機構)と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象となる。

この勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定される。

- ※ 農業委員会が勧告の前に実施する利用意向調査において、所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けに至らなくても、勧告が行われることはない。
- ※ また、利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈しているなど農地として再生利用が困難であり、農業委員会が非農地と判断した場合も、勧告が行われることはない。
- ※ 勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合は勧告が撤回され、翌年度以降の固定資産税の課税強化は解除される。
 - ① 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合
 - ② 機構との協議の結果、当該農地を機構が借り入れた場合
 - ③ 都道府県知事の裁定により機構が農地中間管理権を取得した場合

課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55(限界収益率)となっているが、遊休農地については、0.55を乗じない(結果的に1.8倍になる)。

実施時期

平成29年度から実施。1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、毎年1月1日時点で勧告が撤回されていない遊休農地は、次年度の課税が強化される。

荒廃農地の発生防止と解消

<対策のポイント>

農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めることが重要。

<荒廃農地になる前に>

- 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。
- 農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。
- 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進することも有効。

<荒廃農地の発生防止と解消の取組>

○ 基盤整備

ほ場整備事業による農地の大区画化、基盤整備事業による排水対策等の農地整備を行うとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・ほ場整備事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



○ 地域・集落の共同活動

地域の環境整備やまちおこし等の地域・集落の共同活動を通じて、地域の活性化を図るとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・多面的機能支払交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



○ 鳥獣害対策

電柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させるとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金
- ・中山間地域等直接支払交付金 等



○ 粗放的利用による維持保全

従来通りの営農が困難な農地において、放牧や蜜源作物の作付け等粗放的な利用を行うことにより、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策） 等



○ 地域における協議

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、その実現に向け、荒廃農地の発生防止と解消に取り組むことで、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。



○ 新規就農者

荒廃農地の再生を行い、新規就農者がまとまった農地を確保することにより、新規就農者の参入を促し、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

- ・就農準備資金・経営開始資金
- ・都道府県、市町村単独事業 等



○ 企業参入

民間企業が新規事業や製品の原材料確保等を目的として、荒廃農地を集積・集約化し、再生することで、荒廃農地の解消にも寄与する。

- ・農地中間管理事業
- ・都道府県、市町村単独事業 等



○ 農地中間管理事業

農地中間管理機構が荒廃農地を借入れ、農地への再生を行い、担い手への農地の集積・集約化を促すことで、荒廃農地の解消にも寄与する。

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・遊休農地解消対策事業 等



<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト> 交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年、<ハード> 交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良**等を支援します。

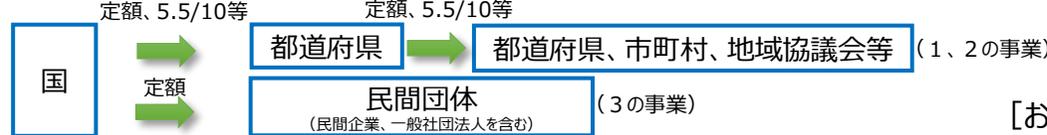
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



中山間地域等の実情に即した
土地利用構想を実現

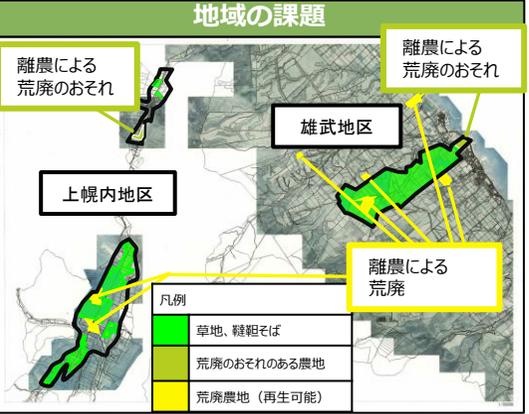
荒廃農地を解消し、
農山漁村地域を活性化

優良農地を大区画化するとともに韃靼そばの粗放的な生産方法を確立し、
条件不利地の荒廃を防止（北海道雄武町雄武・上幌内地区）

実施主体	雄武町耕作放棄地対策協議会
管理主体	地域協議会
作付作物	クローバー、韃靼そば
地域区分	特定、山村、過疎、豪雪
実施面積（整備面積）	519ha（19ha）

最適土地利用計画のポイント

- ・条件の良い農地は、国営緊急農地再編整備事業等でほ場を大区画化、スマート農業を推進
- ・新規就農者を誘致し、担い手による集積・集約を実施
- ・条件の悪い農地は、韃靼そばによる粗放的な利用方法を検証
- ・持続的に農地の管理を行うため、体制強化を行った農業生産法人を管理主体に位置付け



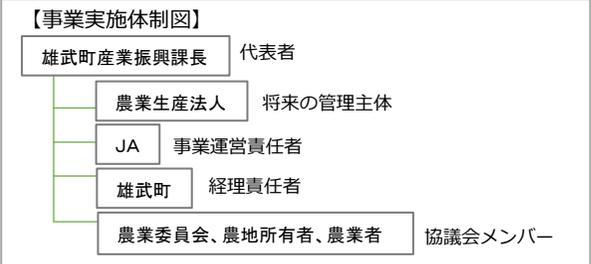
1. 背景

- ・北海道雄武町はオホーツク海に面し、夏は気温が上がらず、冬は厳しい豪雪地帯。土壌が重粘土地のため、酪農を中心とした大規模土地利用型農業に特化した地域。
- ・事業実施地区は町の中心部及び幌内川流域の内陸山間地にある酪農地帯。
- ・牧草の収量が見込めず耕作を放棄した草地が多く、笹や雑草が繁茂。



2. 地域の体制構築・話し合い

- 【体制構築】
- ・平成21年、雄武町耕作放棄地対策協議会が発足。
 - ・人・農地プランによる担い手への集積により、平成25年度に176haあった荒廃農地を令和2年度には31haまで減少させたが、担い手の不足、作業効率の限界により、これ以上の集積は不可能となっていた。
 - ・本事業は同協議会が中心となり、町、農業委員会、JA、農業者、地域住民が参画。
- 【話し合いでの意見】
- ・高齢化、耕作条件不利による離農が進み、担い手の数が減少している。
 - ・牧草を生産するには、重粘土地、石礫が多い等農地の条件が悪く、基盤整備なしでは生産性が上がらない。
 - ・農地の草刈りを行う時期と酪農の忙しい時期が重なり、農地の保全管理に手が回らない。



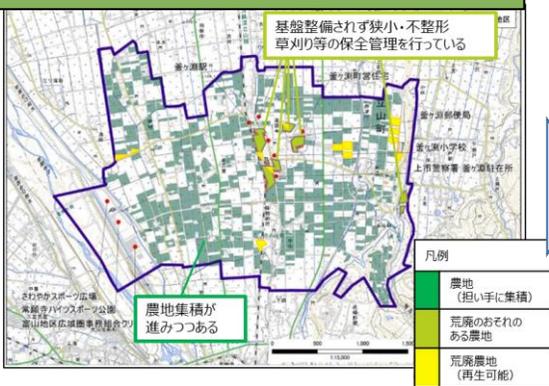
3. 最適土地利用計画の概要

- ・条件の良い農地は、国営緊急農地再編整備事業等でほ場の大区画化を実施し、スマート農業を推進。
- ・条件の悪い農地は、韃靼そばによる粗放的な利用。
- ・持続的に農地の管理を行うため、農業生産法人の人材育成など体制強化を行い、将来的な管理主体に位置付け。
- ・整備完了後の令和4～6年度にかけ、土壌診断を行い、収量・コスト・労働力のデータを検証。
- ・検証で得たノウハウを地域に還元し、粗放的利用による栽培方法を普及。農用地の保全と収益向上が見込まれ、今後、地域全体で安定的な畑作を確保。

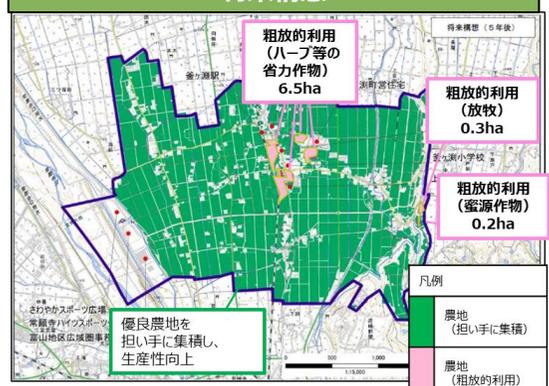


整備済の優良農地を集積するとともに新規就農者の受入・支援体制等を構築し、管理負担の大きい荒廃農地を粗放的に利用することにより地域を活性化（富山県立山町釜ヶ淵地区）

地域の課題



将来構想



実施主体	立山町
管理主体	移住農業起業家等
作付作物	蜜源作物、緑肥作物、放牧
地域区分	豪雪
実施面積（整備面積）	465ha（2.59ha）

最適土地利用計画のポイント

- ・条件の良い農地を担い手に集積するため、地元農家との協力体制構築や地権者との交渉を支援し、**新規就農者や担い手を支援**。
- ・条件の悪い農地は、**粗放的利用（カモミール等の省力作物の作付、馬等の放牧、養蜂利用）**を行い、**農地の保全管理だけでなく良好な景観を形成**。
- ・地域おこし協力隊や、ゲストハウス経営の経験を持つ農業者等の**移住者が参画**し、粗放的利用を実施。

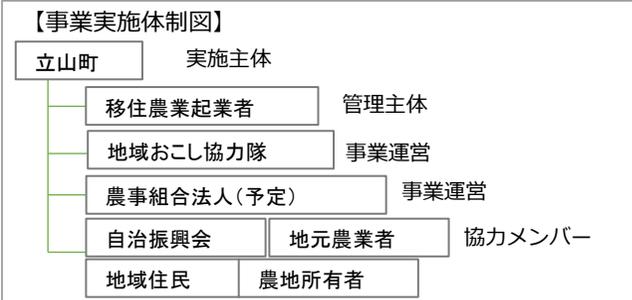
1. 背景

- ・釜ヶ淵地区は、立山町の西側に位置し、農地の多くは、緩やかな勾配（約2%）の場所に存在。
- ・人口約1700人の古くからの農村であり、農業が主産業であったが、**少子高齢化が進み、中では担い手への集積が進み、専業農家・兼業農家数がともに減少**。
- ・昭和40年代から基盤整備事業が実施されてきたが、**民家や線路に挟まれた区画は基盤整備を行わず、不整形な農地が残った**。



2. 地域の体制構築・話し合い

- 【体制構築】
- ・釜ヶ淵地区の中央部に位置する道源寺集落は駅や小学校等の公共施設が集中しており、農用地区域外の不整形な農地が多く、各農地の所有者が**保全管理のため草刈り**等を実施。
 - ・釜ヶ淵地区の南東に位置する末谷口集落は、山際の農地が多く、近年イノシシやサルなどによる**獣害に苦慮**。
 - ・本事業は**町が主体となって始動**し、自治振興会の協力を得て地域住民、農地所有者、農業者、移住者等が参画。
- 【話し合いでの意見】
- ・農業従事者の**高齢化が進み、後継者も減少**。
 - ・適切な管理がされず、**農地が荒廃化**。
 - ・空き家が多く、**店が少ない。働く場所が不足**。
 - ・観光地の近くだが、**観光客は通り抜けるだけ**。



3. 最適土地利用計画の概要

- ・整備済の条件の良い農地を担い手に集積するため、地元農家の協力体制構築や地権者との仲介など、**新規就農者や担い手を支援**。
- ・条件の悪い農地は、地域おこし協力隊や、ゲストハウス経営の経験を持つ農業者等の**移住者が参画**し、粗放的利用を実施。多様な知識・経験を活用し、**カモミール等の省力作物の作付、馬等の放牧、養蜂利用**などにより**農地を保全管理**。
- ・移住農業起業家を管理主体として事業を実施する。
- ・多くの人が目にする**農地が保全され、良好な景観が形成**されることで、**地区住民の満足度向上**に加え、観光客による経済効果も見込まれ、**農家を含む地区住民全体の取組としての定着**が期待される。



事業実施前



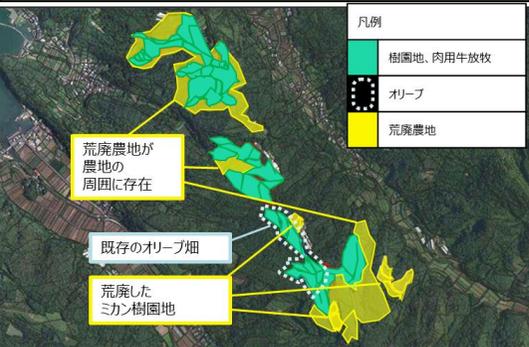
計画策定の検討会



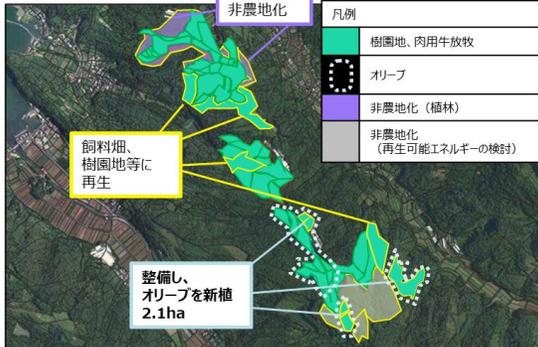
養蜂用の巣箱

集落協定法人による農地管理と、荒廃農地を活用したオリーブの生産拡大 （大分県豊後高田市香々地地区）

地域の課題



将来構想



実施主体	豊後高田市
管理主体	地域協定
作付作物	オリーブ
地域区分	特定、過疎、半島
実施面積（整備面積）	19.8ha（2.14ha（予定））

最適土地利用計画のポイント

- ・日当たりの良い高台のミカン樹園地跡を整備しオリーブを新植する。
- ・長期的な集積を行うため、**農地中間管理事業を活用**。集落協定参加者の規模拡大をしながら、新規就農者への農地のあっせん、誘導を行う。
- ・**集落協定の法人化**を目指し、オリーブ生産、柑橘生産、肉用牛繁殖経営を行う**各農家が一体となって地域の農地を管理**し、都市住民との交流企画等を実施する。

1. 背景

・豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側にあり、本地区はその北部の山あい位置する。地域農業は、**果樹（オリーブ、柑橘）を主体に肉用牛の繁殖経営**が行われている。

・昭和30～40年代に急斜面の山肌で開拓パイロット事業が実施され、主にみかんの栽培が行われてきたが、高齢化の進行や後継者不足から**耕作放棄された農地が増加**。



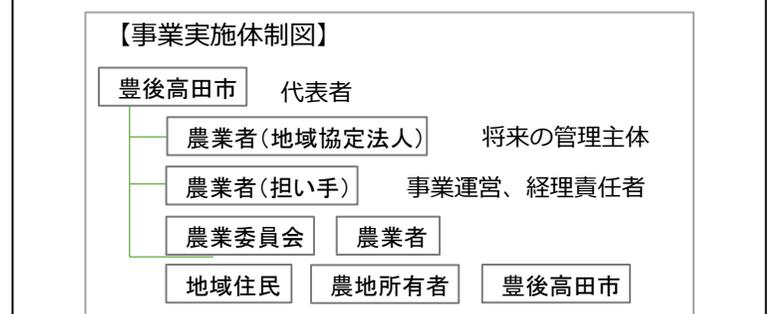
2. 地域の体制構築・話し合い

【体制構築】

- ・平成23年度から**オリーブの栽培により2.3ha**、平成28年度から**放牧により8.9haの再生及び集積**を実施。
- ・令和3年時点の香々地地区の農業者は、担い手の認定農業者2名、新規就農者2名を含む6名であり、中山間地域等直接支払の**集落協定**として**農業生産、共同活動**を実施し、地域内の農地を保全・管理。

【話し合いでの意見】

- ・かつて**ミカンの樹園地だった荒廃農地を活用**したい。
- ・**荒廃農地が鳥獣の根域化**しており、近隣地域を含め、**被害が多発**している。
- ・現在、**オリーブ**では搾油施設も整備し、6次産業化の取組及びふるさと納税返礼品への出品、県外飲食業等との取引を行っているため、**生産を拡大**したい。

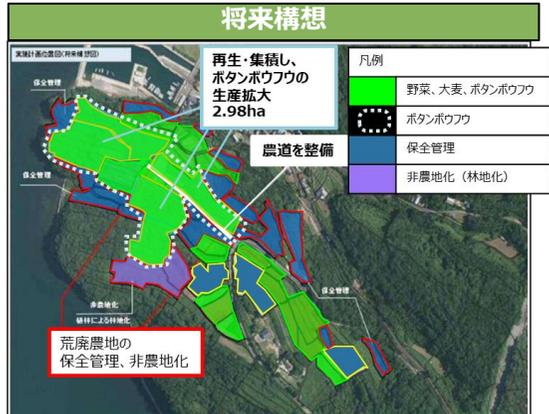
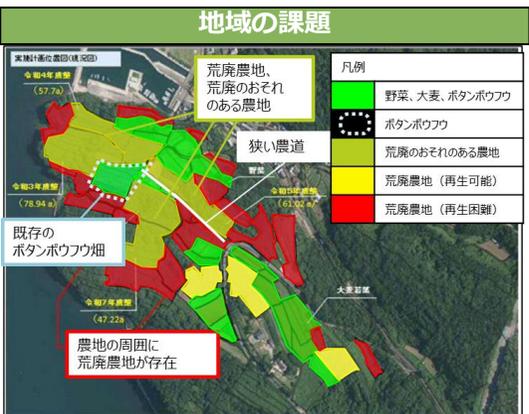


3. 最適土地利用計画の概要

- ・**樹園地の伐採・整地**を行い、**今後5年間で2.14haの再生可能な荒廃農地を再生**する。
- ・日当たりの良い高台の**ミカン樹園地跡にオリーブを新植**する。
- ・**農地中間管理事業**を活用し、新規就農者へ農地の集積を行う。
- ・**集落協定の参加者数を増加し、法人化**を目指す。
- ・オリーブ生産、柑橘生産、肉用牛繁殖経営を行う**各農家が一体となって地域の農地を管理**し、都市住民との交流企画等を実施。
- ・生産・加工・販売まで一貫した**オリーブ産業の拡大**により、地域の特産品とすることで**農業の所得向上、地域の雇用拡大**が期待される。



自治体による担い手の誘致と、荒廃農地を活用したボタンボウフウの生産拡大（大分県豊後高田市羽根地区）



実施主体	豊後高田市
管理主体	農業法人（予定）
作付作物	ボタンボウフウ
地域区分	特定、過疎、半島
実施面積（整備面積）	10.4ha（2.98ha（予定））

最適土地利用計画のポイント

- ・ボタンボウフウ畑周辺の荒廃農地を**整備、集積**し、ボタンボウフウの栽培を行う。
- ・地区内でボタンボウフウを栽培している**認定農業者を管理主体とし、法人化を進める**。
- ・担い手を確保するため、市が**地域おこし協力隊を募集**し、任期終了後も認定農業者として定住を促進する。

1. 背景

- ・豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側にあり、羽根地区はその最北に位置する半農半漁の集落。
- ・平成20年頃までは**葉たばこ、野菜等を生産**。
- ・しかし現在は2名の担い手が**大麦若葉**を生産、香々地ボタンボウフウ研究会3名が青汁の原料となる健康野菜の**ボタンボウフウ**を生産し、地区内の住民が家庭菜園規模の野菜を作付。



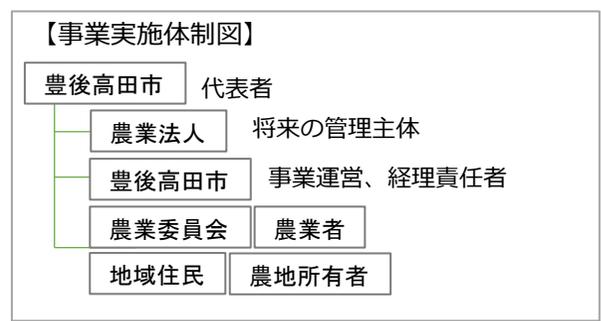
2. 地域の体制構築・話し合い

【体制構築】

- ・地域内の高齢化により、耕作されてない農地の荒廃化が課題。このため、**人・農地プランの実質化**に取り組みつつ、市、地域住民、農業者、農地所有者による話し合いを開始。

【話し合いでの意見】

- ・良いタバコを生産していた肥沃な農地なので、**将来にわたり畑として利用**してほしい。
- ・当地区のボタンボウフウは茎が紫色の珍しい品種であるため、**生産を拡大し、ボタンボウフウを地域の新たな特産品**にしたい。
- ・**農地の集積と担い手の確保が急務**。



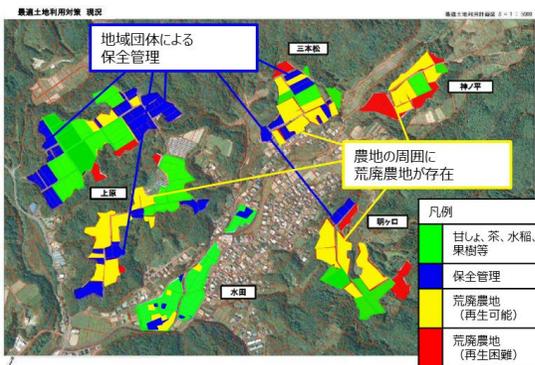
3. 最適土地利用計画の概要

- ・**荒廃農地を整備**し、地区内でボタンボウフウを栽培している**認定農業者に集積し、法人化を進める**。
- ・担い手を確保するため、市が**地域おこし協力隊を募集**し、任期終了後も認定農業者として定住を促進する。
- ・目標年度である令和7年度までに**荒廃農地を解消して約3haの生産面積拡大**を図り、合わせて段階的に農道を整備する。
- ・健康志向のニーズに対応した販路開拓により**紫ボタンボウフウのブランド化**を図り、生産拡大によって**地域の雇用拡大、新規就農による移住にも貢献**する。
- ・圃場の管理に地域の高齢者を雇用することで、**地域所得の向上**を図る。

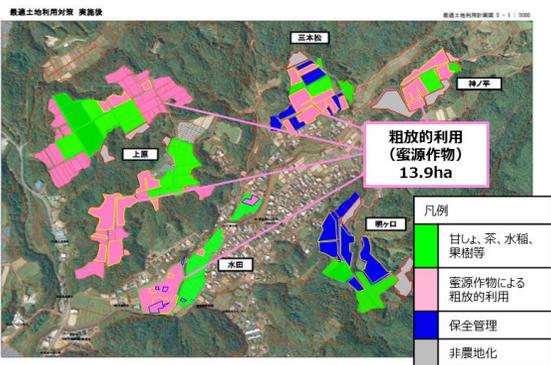


地域団体と養蜂家の連携による蜜源作物の作付で農地を保全 （鹿児島県枕崎市田布川地区）

地域の課題



将来構想



実施主体	枕崎市担い手育成総合支援協議会
管理主体	地域団体（未定）
作付作物	蜜源作物（菜の花、レンゲ）
地域区分	過疎、半島
実施面積（整備面積）	32.9ha（6.56ha（予定））

最適土地利用計画のポイント

- ・条件の良い農地は、担い手農家が引き続き経営し、**甘しよや茶の耕作面積の維持・拡大**を図る。
- ・市、農協、地域振興局等が連携して**担い手の掘り起こし、営農集団の育成**を行い、中間管理機構等による農地のあっせんを強化。
- ・条件の悪い農地は粗放的利用し、**蜜源作物（菜の花、レンゲ草など）の作付**を行い、**養蜂家と連携して収益**を得る。
- ・**地域内の美化活動**を行っている団体を主体に地域の農地保全を行う。

1. 背景

・枕崎市は鹿児島県の南西にあり、東シナ海に面している。田布川地区はその北部の山間部に位置する農業地域。

・高齢者の割合が高く、地域住民による**営農の継続や農地の農地保全が将来的に危惧**される地区であり、地域に居住する農業の**担い手も減少**しており、急速な**農地の荒廃化が懸念**される。



2. 地域の体制構築・話し合い

【体制構築】

- ・現在、個人、法人合わせて**7者の担い手**（うち認定農業者5名）が**甘しよ・茶・果樹**を作付しているが、個人の担い手は**高齢で後継者がおらず**、農地利用の方向性は未定。
- ・**地域住民で組織する「夢蛭たぶがわ2016」が地域の環境保全活動**を実施している。
- ・**蜜源を増やしたい養蜂業者と、農地の荒廃化を防ぎたい地域との希望が一致**したことがきっかけとなり、以前から荒廃対策に取り組んでいた枕崎市担い手育成総合支援協議会が実施主体となって事業申請をすることになった。

【話し合いでの意見】

- ・ほ場整備実施地区の周辺部で荒廃農地が増加。
- ・地域全体の農地を保全するためには、**個々の担い手の取組では限界がある**。
- ・**保全管理の費用**を調達する必要がある。



3. 最適土地利用計画の概要

- ・条件の良い農地は、担い手農家が引き続き経営し、**甘しよや茶の耕作面積の維持・拡大**を図る。
- ・市、JA、地域振興局等が連携して**担い手の掘り起こし、営農集団の育成**を行い、中間管理機構、農業委員会による農地のあっせんを強化する。
- ・条件の悪い農地は粗放的利用し、**蜜源作物（菜の花、レンゲ草など）の作付**を行い、**養蜂家と連携して収益**を得ることで**持続性を確保**する。
- ・**地域内の美化活動**を行っている団体が主体となり、将来の地域の農地保全を行う。
- ・再生利用が可能な荒廃農地30aと遊休農地100aの計130aを年間再生目標に掲げ、今後**5年間で656aの農地を再生**。

